

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 27 年 11 月 24 日

議席番号 25 番

東村山市議会議長 様

質問者 さとう 直子

記

番号	質問の項目と要旨
1	介護保険について
	① 介護予防総合支援事業の基本姿勢について伺う
	② 新事業のサービス提供事業者は決定したか、また、事業者の数を伺う
	③ 新事業のサービス単価はいくらか伺う
	④ 新事業に当たり、短時間・簡易なサービスはヘルパーの資格のない人材に研修を行いサービスを提供するやに聞いているが研修時間はどれくらいか
	⑤ そのサービス提供者に守秘義務は徹底されるか伺う
	⑥ 介護報酬の大幅引き下げで経営が成り立たない介護事業所が出ているのではとの懸念があるが、市内に今年、経営難より閉鎖に追い込まれた事業所はあるか、あればその数を伺う
	⑦ 10月～11月にかけて「東村山市地域コミュニティ意識調査」が行われたが、この調査の対象者及び目的を伺う
	⑧ 現在介護を受けている方のおむつ代は月額 2000 円で翌年 1 年分一括支給となっているが、月額 5000 円に引き上げてほしい、また 1 年分一括ではなく、月ごとか、せめて 3 か月ごとの支給にしてほしいとの要望がでていますが考えを伺う
2	コミュニティバスについて
	コミュニティバスについては 2 年余りにわたる地域組織の働きと市の協力によって富士見・美住の北側のルートの実行内容案が決まり、需要調査まで進んだことは喜ばしく思います。
	① コミュニティバスの運行のためには、車両制限令の考え方により道路の幅員に歩道や路側帯を除いたバスの通行する白線から白線の内側部分で 4.66m 以上との規定があります。運行経路を検討に当たり、市から提供された市道の幅員を示す一覧表にもとづき、調査を進めましたが、運行可能なはずの 6m の道路でも実際に幅員を測ると歩道や路側帯を含めた幅であったり転回に必要なスペースが確保されていないため運行できない道路もあり、運行ルート

番号	質問の項目と要旨
	<p>の調査に無駄な時間を費やすことになりました。もっと正確な情報を提供することはできなかったのか。9月議会での部長答弁では、市内 280 km の市道すべてをなめているわけではないとのことでしたが、せめて 6m 以上の道路については、もっと正確な情報を提供することはできなかったのか伺う</p> <p>② 昨年 6 月のバス運賃の大幅値上げにより、10 万人以上の足が奪われている。その大多数は年金生活の高齢者であると考え。年金生活者で 180 円は厳しい。運賃の引き下げが難しいのであれば、高齢者割引などを導入することにより福祉目的本来の役割を果たし、減少した乗客の一部でも利用できるようにするべきではないのか。</p> <p>③ 市内にはまだ多くの交通不便地域・空白地域がある。これを解消し、住みやすい東村山にすることが、人口減少にも歯止めをかけることにつながると思うが、生活道路や歩道の整備について市長の考えを伺う</p> <p>保育園について</p>
3	<p>① 第 2 子の保育園の入園申請の際、万一第 2 子が、満 1 歳の年度末までに保育園に入園できずに、仕方なく、育児休業を延長せざるを得ない場合に、すでに入園している、第 1 子も退園させられるということが、起こり得るか伺う</p> <p>② このような規則はいつから始まったのか伺う</p> <p>③ 実際にこのようなケースで、退園をさせられた例はあるのか伺う</p>